

エジプト
知的財産権法
2002年法第82号
2002年6月3日施行

目次

第1巻 特許及び実用新案、集積回路の回路配置、及び秘密情報

第1部 特許及び実用新案

第1条
第2条
第3条
第4条
第5条
第6条
第7条
第8条
第9条
第10条
第11条
第12条
第13条
第14条
第15条
第16条
第17条
第18条
第19条
第20条
第21条
第22条
第23条
第24条
第25条
第26条
第27条
第28条
第29条
第30条

第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条
第 38 条
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条

第 2 部 集積回路の回路配置

第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条
第 52 条
第 53 条
第 54 条

第 3 部 秘密情報

第 55 条
第 56 条
第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条
第 62 条

第2卷 標章、商標、地理的表示、及び意匠

第1部 標章、商標、及び地理的表示

第63条

第64条

第65条

第66条

第67条

第68条

第69条

第70条

第71条

第72条

第73条

第74条

第75条

第76条

第77条

第78条

第79条

第80条

第81条

第82条

第83条

第84条

第85条

第86条

第87条

第88条

第89条

第90条

第91条

第92条

第93条

第94条

第95条

第96条

第97条

第98条

第99条

第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条
第 104 条
第 105 条
第 106 条
第 107 条
第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条
第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 118 条

第 2 部 意匠

第 119 条
第 120 条
第 121 条
第 122 条
第 123 条
第 124 条
第 125 条
第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条
第 133 条
第 134 条
第 135 条
第 136 条
第 137 条

第3卷 著作権及び関連する権利

- 第138条
- 第139条
- 第140条
- 第141条
- 第142条
- 第143条
- 第144条
- 第145条
- 第146条
- 第147条
- 第148条
- 第149条
- 第150条
- 第151条
- 第152条
- 第153条
- 第154条
- 第155条
- 第156条
- 第157条
- 第158条
- 第159条
- 第160条
- 第161条
- 第162条
- 第163条
- 第164条
- 第165条
- 第166条
- 第167条
- 第168条
- 第169条
- 第170条
- 第171条
- 第172条
- 第174条
- 第175条
- 第176条
- 第177条

第 178 条
第 179 条
第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 183 条
第 184 条
第 185 条
第 186 条
第 187 条
第 188 条

第 4 編 品種(省略)

第1巻 特許及び実用新案、集積回路の回路配置、及び秘密情報

第1部 特許及び実用新案

第1条

本法の規定に従って、特許は、新規であり進歩性を有する産業上利用可能な発明であって、新規の工業製品又は新規若しくは既知の産業上の方法の新規な応用に関連するものに対して付与されるものとする。

過去に特許が付与された発明に対する修正、改良又は追加であって、本条前段にいう新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たす発明には、独立した特許が付与される。この場合、当該特許は、本法の規定に従って、その修正、改良又は追加を行った者に対して付与されるものとする。

第2条

次に掲げるものは、特許を受けることができない。

- (1) その実施が、公序良俗に反する若しくは反するおそれがある、又は環境、人、動物若しくは植物の生命や健康を害するおそれがある発明。
- (2) 発見、科学理論、数学的方法、計画及び体系。
- (3) 人及び動物を診断、治療及び手術する方法。
- (4) 希少性又は特殊性にかかわらず微生物以外の動植物並びに非生物学的方法及び微生物学的方法以外の動植物の生産のための本質的に生物学的な方法。
- (5) 臓器、生物組織、生細胞、自然の生物学的物質、核酸及びゲノム。

第3条

次に掲げる場合、発明はその全て又は部分的において新規ではないものとする。

(i) 特許出願日前に、同一の発明に対する特許出願が提出された場合、又はエジプト国内又は国外で当該発明又はその一部に対する特許がすでに発行された場合。

(ii) 特許出願提出日前に、エジプト国内又は国外において発明が公然と使用されている場合、又は当該技術の専門知識を持った者が当該発明を実施できる方法で当該発明を記述したものが開示されている場合。

前項の場合において、開示には、出願日前6月以内の国内の又は国際的な博覧会で発表された発明は含まないものとする。

規則が特許開示のための条件と手続を定めるものとする。

第4条

エジプトにおいて施行されている国際協定に違反することなく、世界貿易機関に加盟する国又は団体又はエジプトと相互関係がある国又は団体に帰属、居住、活動する、エジプト又は外国の自然人又は法人は、本法の規定に従い、エジプト特許庁に特許出願する権利があるものとし、かつそこから派生するいかなる権利も享受するものとする。

世界貿易機関に加盟するすべての国の国民は、本章で規定される権利と関連する国の国民に対する他の法律によって与えられた優位性及び特権から利益を得るものとする。ただし、当

該優位性や特権が次の協定から発生する場合はこの限りでない。

- (1) 司法扶助に関する協定、又は一般的性質を有する、法の執行に関する協定。
- (2) 1995年1月1日以前に発効した知的財産権保護に関する協定。

第5条

規則で定められているように、本法の規定に従い、特許庁は特許出願、実用新案及び関連するすべての事項、実施、応用を記録するための特別な登録簿を作成ものとする。

第6条

特許に対する権利は発明者又は権原相続人に帰属するものとする。

二人以上の者が共同である発明をした場合、その特許に対する権利は全員に共同で平等に帰属するものとする。ただし、別段の合意がある場合はこの限りでない。

二人以上の者が独立して同じ発明をした場合、その特許に対する権利は特許の出願を最初に行った者に帰属するものとする。

第7条

ある者が特別な発明をすることを他人に約束した場合、当該発明から生じる全ての権利は前者に帰属するものとする。同じく、発明が労働契約又は雇用関係の範囲内とされる場合、労働者又は従業員が労働関係又は雇用期間中に開発した発明から生じる全ての権利は、雇用者が所有するものとする。

発明者の名称が特許に記載され、発明者はすべての場合において報酬を得る。当該報酬が合意されていない場合、この者は発明を要請した者又は雇用者から適正な報酬を得る権利を有するものとする。

前述以外の場合において、発明が発明者の帰属する公的機関又は民間組織の活動の一部である場合は、特許付与通知日から3月以内に行うという条件で、雇用者は発明者へ適正な報酬を支払って特許を求めるか又は発明を利用するかを選択しなければならない。

すべての場合において、発明は発明者に属するものとする。

第8条

公的機関又は民間組織の雇用が終了してから1年以内の発明者による特許出願は、労働又は雇用契約の期間内に提出したと見なされるものとする。該当する場合、前条に従い発明者及び雇用者の両者は、定められた全ての権利の資格を有するものとする。

当該の労働者が競合する組織を設立する又はそれに加わり、発明が労働者が働いていた組織における労働者の経験や活動の直接の結果である場合、当該期間は3年に延長されるものとする。

第9条

特許の保護期間はエジプトにおいて出願がされた日から20年とする。

第10条

特許は、第三者がいかなる方法でも発明を利用することを禁止する権利を所有者に授けるも

のとする。

第三者による製品の輸入、使用、販売あるいは流通を防ぐための特許権者の権利は、自己がその製品をいずれかの国において商品化した場合又は第三者にそれをする権利を与えた時点で消滅する。

第三者が次に掲げる行為を行う場合は権利の侵害にはならないものとする。

- (1) 科学研究目的で実施する活動。
- (2) エジプトにおいて、善意の第三者による物の製造若しくは方法の使用又はその重要な準備が、他の者による当該物又は方法と同一の物又は方法についての特許出願日前又は当該から行われている場合。前者は、特許の付与にかかわらず、この行為の範囲を広げることなく、自己の企業内においてのみ当該行為を続ける権利を有するものとする。当該権利は、企業の他の要素なしに譲渡又は移管してはならない。
- (3) 他の製品を得るための、発明の対象となっている製造方法の間接的使用。
- (4) 世界貿易機関に加盟する国又は組織又はエジプトと相互関係がある国に属する車両又は船舶又は航空機が、エジプトに一時的又は偶然に存在するとき、その車両又は船舶又は航空機への発明の使用。
- (5) 製品の保護期間に、第三者が販売の承認を得る目的をもって、その製品の製造、組立、使用又は販売をおこなう場合。ただし、その販売を当該保護期間の満了後に始める場合に限る。
- (6) 第三者によるその他のすべての行為。ただし、その第三者は特許の通常利用に対する不当な妨害者ではなく、かつ他の者の正規利益を考慮に入れながら特許権者の正規利益に不当な損害を与える者である場合に限る。

第 11 条

特許出願時には手数料を納付しなければならない。連続した年金もまた 2 年目分として特許保護期間満了まで納付されるものとする。

当該手数料の合計は規則で定められ、初期出願料は 2,000 ポンド以下、年金は 1,000 ポンド以下とする。

このような手数料の減額又は権利の放棄の場合も、規則で定められるものとする。

特許出願人は審査費用と同様に特許庁が依頼する専門家の費用も支払わなければならない。

第 12 条

規則によって規定された条件に従って、特許願書は発明者又は権原相続人が特許庁に提出しなければならない。願書には二つ以上の発明を含んではならない。統合された発明的概念を形成するとして結びつけられる複数の発明の単一グループは、単一の発明とみなされるものとする。

第 13 条

特許願書には、主題の全記載及び当業者が実行できる最良の方法を含む、発明の詳細な明細書、並びに保護を求める各製品又は方法の詳細な明細書を添付しなければならない。

明細書はまた、必要な場合は発明の図解を添付して、出願人が保護を求める新規要素を明確な方法で含むものとする。

生物又は植物又は動物の産物、又は伝統薬の知識、農業知識、工業知識、手工業の知識、文化遺産又は環境遺産に発明が関係している場合、発明人は適法な方法で出典を得るよう努める。

発明が微生物に関係する場合、発明人は当該生物の特徴を開示しなければならない、規則が指名する機関に生きた培養菌を寄託しなければならない。

本法第 38 条の条項を侵害することなく、出願人はすべての場合において、当該出願の結果及び、以前に外国で出願した同一の発明又はその主題に関する出願の、事項及び情報をすべて提供しなければならない。

規則は、特許出願に添付する必要付録、具申の期限、及び拒絶を正当化する条件を定めるものとする。

第 14 条

規則で定めるように、特許庁は出願人に第 13 条の規定を満たすために必要とされる補正又は補足をするよう要求できる。出願人が通知の 3 月以内に応じない場合、出願人は出願を取り下げたものとみなす。

当該出願人は、規則に定められた条件に従って、30 日以内に特許庁による当該要求に対して第 36 条で規定されている委員会に不服申立てすることができる。

第 15 条

出願人は、出願受諾の公告前であればいつでも、発明の明細書又は図の補正を、その補正の理由と性質を示して要求することができる。ただし、当該補正が発明の本質に影響してはならない。これに関しては、特許出願と同様の手続が準用されるものとする。

第 16 条

本法第 1 条、第 2 条、第 3 条の規定に従い、特許庁は、発明が新規のもので進歩性を含みかつ産業上利用可能であることを確認するために、特許出願及びその付録を審査するものとする。

発明が前述の条件を満たしている場合、かつ特許出願が第 12 条及び第 13 条に定められた条件を満たしている場合、特許庁は規則が定める方法で出願受諾を特許公報で公告しなければならない。

いかなる関係当事者も、規則に定められた手続に従って、特許が官報で公告されてから 60 日以内に、理由を記載して特許の付与に異議の申立をする旨の書面による通知を特許庁に提出できる。

当該異議は規則で決められた 100 ポンド以上 1,000 ポンド以下の手数料納付に従うものとするが、当該手数料は当該異議が承諾された場合には返済される。意義は規則で定められた条件と手続に従って、第 36 条で設置される委員会によって審査されなければならない。

第 17 条

特許庁は、国防又は軍需生産又は安全関連又は国防又は安全又は保健的意義を持つ特許出願の謄本と付録を、出願人に出願の審査日から 7 日以内に通知して、出願の審査日から 10 日以内に、要請に従って国防省、軍需生産省、内務省又は保健省に送らなければならない。場合

によっては、国防大臣、軍需生産大臣、内務大臣又は保健大臣は、通知日から 90 日以内に出願受諾の公告に異議を唱えることができる。

当該出願が国防又は軍需生産又は安全関連であること又は国防又は安全又は健康的意義をもつものであることが明らかになった場合は、出願受諾が公衆に発せられた場合において管轄大臣は特許公報への公告から 90 日以内に特許出願受諾決定の特許付与手続に異議を唱えることができる。

前述の異議の場合は、特許付与手続を停止しなければならない。

第 18 条

健康改善及び偶発的変化が医薬品価格に影響しないことを保証することを目的として、輸出医薬品以外の医薬品の価格安定維持のため、法人格を持ち保健大臣に報告をする医薬品価格安定基金が設立されるものとする。基金の組織と資金は共和国大統領発布命令によって決定されるものとする。当該資金は、国の合意に従い、贈与者からの献金かつ政府及び非政府組織からの献金が含まれるものとする。

第 19 条

特許付与は出願が提出された日から 1 年後に公告され、この期間は秘密が保持される。

特許は、管轄大臣又はその指名を受けた係官の決定により付与され、規則で定められた条項に従って特許公報で公告されなければならない。

第 20 条

特許出願受諾の公告後、何人も、願書及びその補助書類並びに特許登録簿にある記載事項を閲覧できる。かつ、ここに定められた条件と手続に従って規則で定められた 1,000 ポンド以下の所定手数料を納付することで上記の書類の謄本を得ることができる。

第 21 条

特許権は、全て又は一部を有償又は無償で譲渡できる。また抵当権又は若しくは処分権の目的とすることができる。

営利目的の販売及び抵当に関する条項を侵害することなく、当該譲渡日又は抵当にした日又は処分日が特許登録簿に記録される前に特許権を第三者に譲渡若しくは処分し、又は抵当権の目的としてはならない。

特許権又は抵当権又は使用権の譲渡は、規則に定められた条件に従って公告されなければならない。

第 22 条

債権者は自己の債務者に帰属する特許を、差押え動産の押収に関する規定に従って押収することができる。債権差押え人に支払うべき財産における金額の第三債務者による宣言に関する条項は、特許庁には適用してはならない。

債権者は、登録簿に記録される差押え及び競売結果を特許庁に届け出なければならない。当該差押え及び競売結果は、それが正式に記録される日以前に第三者に対して行使してはならない。

差押えは規則に定められた方式で公告されなければならない。

第23条

特許庁は、首相の決定で設置された内閣委員会の承認に従って、発明を利用するための強制実施権を付与することができる。当該実施権が発せられた場合、次のいずれの場合においても、委員会が特許権者の財政的権利を決める。

(1) 管轄大臣が、状況に基づいて、特許利用が次のような利益になると認定する場合

(a) 公衆の非営利的利益

これには、国の安全保障、健康、環境及び食品安全の保全が含まれる。

(b) 非常事態又は極めて緊急な状況

(a)及び(b)にいう条件に対処する強制実施権は、特許権者との事前交渉なしで又は特許権者との一定の交渉期間後に付与される、又は、利用合意を求める妥当な要件を示す。

(c) 特許権者の権利に対する不当な侵害がなく、かつ第三者の正当な利益を考慮した、経済及び社会及び技術開発に対して活力がある部門における国家の努力を支援するもの
強制利用の決定は、(a)及び(c)に記載する事案の場合は迅速に、(b)に記載する事案の場合は適正に実行可能な限り早く、特許権者へ通知されなければならない。

(2) 保健大臣の要請があった時、医薬品が粗悪品であったため若しくは禁止されている価格で提供された場合に、又は重大な事態や治療不能疾患若しくは風土病に対処する医薬品やそれらの疾患の予防に使われている製品に特許が関連している場合に、国が必要とする十分な量の特許医薬品が利用可能とならない場合、又は、医薬品若しくはその製造工程又はその調合に必要な原材料やその原材料の工程に発明が関与している場合
すべての場合において、強制実施権付与の決定は、特許権者に対して迅速に通知されなければならない。

(3) 利用の目的が何であれ、適当な期間の申し入れ及び適切な交渉期間が消滅しているにもかかわらず、特許権者が発明の利用を求める第三者への実施権付与を拒否する場合
この場合、強制実施権を求める当事者は特許権者から任意の実施権を得るため懸命の努力をしたという証拠を提示しなければならない。

(4) エジプトにおいて特許権者が自ら発明を利用しない又は自己の承認の下で発明を利用しない場合、又は、出願日から4年又は特許付与から3年のうちどちらか遅く到来する方の期間が経過した後に当該特許が十分に利用されていない場合、又は、正当な理由なく特許権者が特許の利用を1年以上中止した場合。

エジプトにおける特許製品の製造又は特許に当該方法の使用を経ることを、特許の利用とする。

ただし、前文に定める期間が満了した場合で、発明の使用を怠ったことが特許権者の力の及ばない法的又は技術的又は経済的理由の結果であると特許庁が認めたときは、発明利用の十分な猶予期間が許される決定ができる。

(5) 特許権者が特許によって与えられた権利を次のような正当競争に反する方法で濫用または実施する場合。

(a) 特許製品に対する法外な値段の設定、又は代理店に対する価格及び販売条件の優遇措置

(b) 特許製品の地方市場への供給を怠った、又は禁止的条件に基づく供給

(c) 特許製品の生産の中止、又は当該製品の生産能力と市場における需要からみて、過少に

当該製品を生産すること

(d) 法規範の定めるところに従った自由競争に逆効果を及ぼす事業活動

(e) 技術譲与に逆効果となる方法による、本法に従って与えられた権利の行使

上記の場合、交渉を実施せず、期間満了を待たず、たとえ当該強制実施権が国内市場のニーズを満たすことを意図するものでなくても、強制実施権は付与される。

要求された条件が存続又は再発しそうであれば、特許庁は強制実施権の終了を拒否できる。特許権者に支払うべき報酬は、自己の専断的競争又は不当競争の実行が引き起こした侵害を考慮されなければならない。

その実施権の付与が、特許権者の権利濫用又は不当競争の実行による国家経済への逆効果を十分に除去するものではないことが明確になってきた場合、強制実施権付与の2年後に、特許庁は当該特許を取り消すことができる。

関係者はいずれも、規則で定められた条件と手続に従い、第36条で規定されている委員会に対して特許の取消に異議申立できる。

(6) 適法な特許権者によるある発明の利用が、必然的な他の発明の使用及び潜在的に実存する先進技術の使用を求める又は他と比較した技術的かつ経済的意義を求める場合、その者は、他の発明を利用するために強制実施権を得る資格があり、その場合、他の特許権者は同一の権利を等しく有するものとする。

一つの特許の実施権付利用は、それに伴う他の譲渡なしには、譲渡してはならない。

(7) 半導体技術における強制実施権の付与は、公の非営利目的の場合に限り又は不当競争実行の結果を除去するために許諾を得ることができる。

本条に定められた強制実施権付与は、規則で定められた規定と手続に従っていないなければならない。

第24条

強制実施権が発せられる場合、次に掲げる要素が考慮される。

(1) 強制実施権付与請求は各事案の長所が検討されるものとする。当該実施権は主に国内市場のニーズを満たすことを主として求めるものとする。

(2) 請求当事者は、正当な報酬を支払い特許権者から任意実施権を得るため適正な期間真剣な試みを為し、それに失敗したことを立証するものとする。

(3) 特許権者は実施権付与の通知から1月以内に、規則で定められた規定と手続に従って第三者への強制実施権付与決定に対して第36条で規定されている委員会に不服申立てできる。

(4) 強制実施権付与請求する当事者又は強制実施権が付与された当事者は、エジプトにおいて発明を効率的に使用する能力を持たなければならない。

(5) 実施権者は、当該実施権付与決定による所定の範囲、条件、期間を遵守する。特許庁は実施権がその目的を達成する前に満了となった場合、実施権の期間を延長することができる。

(6) 強制実施権の使用は、申請人に限られるものとする。ただし、特許庁はこれを第三者に付与できる。

(7) 特許利用に関係する企業又はその一部を除き、受益者は第三者へ強制実施権を譲渡してはならない。

(8) 特許権者は自己の発明の利用に対して正当な報酬を得る権利を有するものとする。報酬の合計は、発明の経済的価値を基本に決められるものとする。規則で定められた規定と手続

に従って、決定が通知されてから 30 日以内に、その者は第 36 条で規定されている委員会に報酬の評価に対して不服を申立てる権利を持つものとする。

(9) 強制実施権はその期間の満了時に消滅するものとする。ただし、その付与に至らしめた理由が消滅しかつ再発しそうにない場合、特許庁は強制実施権の終了を決定できる。その場合は規則に従った手続きを準用するものとする。

(10) その付与に至らしめた理由が消滅し、かつ再発しそうにない場合、特許権者は強制実施権終了を満了前に請求できる。

(11) 強制実施権が満了前に終了した場合、実施権の適法な利益が考慮されるものとする。

(12) 強制実施権付与後 2 年以内に実施権の内容を実施権者が利用しない又は実施権に定められた義務を果たしていない場合、特許庁により又は利害関係人の請求により、強制実施権は終了又はその期間の変更をすることができる。

第 25 条

強制実施権付与では十分に立ち向かうことができない国防及び緊急事態に関する根拠のもとで、第 23 条にいう内閣委員会の承認に従って、管轄大臣の決定により特許権を剥奪することができる。

当該の権利剥奪は国家の必要性に該当する場合のみの剥奪権に制限することができる。

全ての場合において、権利剥奪は、権利剥奪決定が施行された時点での特許の経済価値に基づき第 36 条で規定されている委員会に評価される正当報酬が支払われるものとする。

権利剥奪の決定は特許公報で公告されるものとする。権利剥奪の決定及び報酬評価委員会の決定に対しては、利害関係人に書留郵便による受領確認を伴う決定の通知をした日から 60 日以内に、行政裁判所に不服申立てできる。裁判所は当該不服申立てに対して迅速に判決を下すものとする。

第 26 条

次に掲げる条件に基づき、特許により与えられた権利は消滅し公有となる。

(1) 第 9 条に従う保護期間の満了

(2) 第三者の権利を侵害しない特許権者による権利の放棄

(3) 特許取消の最終決定

(4) 規則に規定された手続きに従い、履行期日から 1 年以内に、支払通知後に年金又は年金の 7% の延滞金を納付しなかったとき

(5) 発明が強制実施権付与から 2 年以内にエジプトにおいて利用されていない場合に利害関係人のいずれかが特許庁に請求を提出した場合

(6) 特許権者による権利の濫用があり、強制実施権がその濫用を十分に除去できない場合
前条項に従い所有者の権利が終了した特許への言及は、規則が定める方法で特許公報に公告しなければならない。

第 27 条

行政裁判所は特許決定に関する主張を判断するために管轄権を与えられているものとする。

第 28 条

特許庁又は利害関係人が請求した場合、行政裁判所は、削除された事項を登録簿に加える判決、そこに含まれる事実と反する事項を修正する判決、又は不法に記載されているデータを削除する判決を下すことができる。

特許庁又は利害関係人は、第 2 条及び第 3 条に違反して付与された特許対して行政裁判所に申立をすることができる。特許庁は最終決定の受理により、当該特許を無効にしなければならない。

第 29 条

実用新案は本法に基づき、装置、道具、設備又はそれらの部品の構造又は構成、又はそれらの製品、製造過程又は製造方法、及び現在使われている同類のものにおける、新規技術の追加に付与されるものとする。

出願人は自己の出願を特許出願に変更することができ、また特許出願人は自己の出願を実用新案出願に変更することができる。

いずれの場合も、原出願の日を優先するものとする。

特許庁は、関連する要件が満たされている場合、実用新案出願を特許出願に変更することができる。

第 30 条

実用新案の保護期間はエジプトにおいて実用新案出願が提出された日から起算して 7 年とし、更新はできない。

第 31 条

手数料が実用新案出願提出時に支払われるものとし、連続年金が 2 年目から保護期間の満了まで支払われるものとする。

本法の規則が、各出願 1,000 ポンド以下とする手数料の金額並びに当該手数料の減額及び権利放棄の条件を定めるものとする。

第 32 条

第 10 条の条項を侵害することなく、次に掲げる行為を為す者はいずれも 20,000 ポンド以上 100,000 以下の罰金に処する。

- (1) 本法の規定に従って特許が付与されている発明又は実用新案の主題を商業目的で模造
- (2) 発明に対する特許又は製品に対する実用新案がエジプトにおいて付与され有効である場合に、模造品であることをその当事者が知る製品の販売、販売若しくは流通の申し込み、輸入、又は取引を意図した所有
- (3) ある当事者が発明の特許又は実用新案を持っていると信じさせるような表示が付いた、製品、宣伝広告、商標、包装又はその他における違法使用

再犯は、2 年以下の禁固及び 40,000 ポンド以上 200,000 ポンド以下の罰金に処する。

全ての場合、違法に模造した製品及び模造品に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。有罪判決は判決を受けた当事者の負担において 1 又は複数の日刊新聞で公告されなければならない。

第 33 条

特許権者又は実用新案権者は場合に応じて管轄裁判所長に対し、特許又は実用新案の書類に記載されている明細書に従って、特許製品を模造したと主張する製品又は商品に対して、実施可能な手段の命令を要求できる。国内の当該製品又は商品を保護するために、必要とされる実施可能な手段が命令されるものとする。

前述でいう命令は手続実施前に発表することができる。当該命令は、禁止命令日から 8 日以内に手続が実施されなければ失効するものとする。

第 34 条

原告が民事手続きにおいて次に掲げる事項を立証した場合、特許がされた方法により得られる物と同一の物は、当該方法により得られたものとみなす。

- (1) 当該同一の物が特許を取得した方法を直接使って製造されていること。又は、
- (2) 原告が実際に製品に使われている方法を特定するため懸命に相応の努力をしたこと。

この場合裁判所は、同一製品が原告の有する特許がされた方法以外の方法によって製造されたものである証拠の提出を被告に求めることができる。

証拠の提出の要求において、裁判所は被告の製造及び企業秘密を守る中で被告の正当な利益を考慮しなければならない。

第 35 条

利害関係人の要請又は提訴により、訴訟の利益を処理する管轄裁判所長は、決定した罰金又は損害賠償の支払を確定するために相応しい 1 又は複数の実施可能な手段を命令することができる。必要な場合、裁判長は問題になっている対象物の破棄を命令できる。

第 36 条

委員会は管轄省の決定で設置され、本法の条項の適用において特許庁によって下された決定に対する不服申立てを審査する権限を持つものとする。委員会は、上訴裁判所の顧問又は裁判官と同等の者が委員長となり、これに加えて国务院の副顧問と 3 人の専門家からなる。

委員会に対する不服申立ての規則によって、500 ポンド以下の手数料が定められるものとする。

委員会はその提出日から 60 日以内に不服申立てに対する決定を下さなければならない。委員会の決定は最終のものとする。

破棄履行命令と組み合わせた取消要請とは別に、不服申立てにおける決定が下る前に、又は決定が下されない場合には不服申立て提出から 60 日間は、特許庁の決定に対する異議申立てを裁判所へ持ち込むことはできない。

本委員会の手続規定は規則が定めるものとする。

第 37 条

第 36 条で規定されている委員会の決定は、特許庁の通知又は受領確認付書留郵便による利害関係人への決定通知から 60 日以内に特許庁又は利害関係人が行う行政裁判所に対する不服申立ての主題とすることができる。行政裁判所は不服申立てに対して迅速に判決を下すものとする。

第 38 条

国内又は世界貿易機関に加盟する国又はエジプトと相互関係がある国において特許出願がされた場合、その出願人又は権利の相続人は、出願提出日から一年間は、本法及びその規則で定められた条件に従って、同一主題として類似の出願をエジプト特許庁に提出できる。この場合、優位性を決定するために、外国における最初の出願日を優先するものとする。

第 39 条

特許庁の職員は特許庁を退職した日から少なくとも 3 年が経過するまで自ら又は仲介人として特許出願をしてはならない。

第 40 条

発明の特許に適用される規定は、実用新案に関して明確に規定されていない事項に対しても準用されるものとする。

第 41 条

本法の規定は、特許庁へ提出された出願で、本法の施行前に特許付与されていないものに対して準用されるものとする。出願人は本法の規定に従って自己の願書を補正することができる。

本法第 9 条に定める期間に従って保護期間が満了するために、本法で定める保護期間は施行日に失効していない特許に準用するものとする。

第 42 条

法務大臣は、管轄大臣と合意の上、本巻に含まれる規定を執行する法的権限をもつ者を決定するものとする。

第 43 条

特許庁は、食品関連農作物及び薬品に関する特許出願を受理し、2005 年 1 月 1 日現在審査中、1995 年 1 月 1 日現在提出済み及び同一製品に関連する願書に加えて、当該出願を保持する。前段落でいう製品に関連した発明に付与された特許の場合、保護は特許付与日から始まり、第 9 条で定められた出願日から起算した期間の最終日までとする。

第 44 条

次に掲げる条件がある場合、第 43 条でいう製品に関連した特許出願の審査に定められた日を侵害することなく、出願人は管轄公共機関から自己の製品に対しエジプトにおいて独占販売権の付与を請求する権利があるものとする。

- (1) 出願人が 1995 年 1 月 1 日現在エジプトにおいて特許庁に本製品に対する願書を提出している。
- (2) 同一製品が、1995 年 1 月 1 日現在世界貿易機関の加盟国において提出された願書に基づいて当該国で特許を得ている。
- (3) 出願人は 1995 年 1 月 1 日現在特許を付与された同国において製品を流通に置く承認を得ている。

(4) 出願人はエジプト国内において製品を流通に置く管轄省の承認を得ている。
エジプト特許庁は、首相の決定により本目的のために設立された内閣委員会の承認がありし
だい、独占販売権証書を付与するものとする。
独占販売権を得るため特許庁に提出された書類から、特許庁に提出された特許出願が請求日
の1年前にすでに公告されていることが一見して明確な場合、独占販売権は付与されないも
のとする。
管轄公共機関から独占販売権が付与された場合、特許出願に対するエジプト特許庁による決
定が下るまでの期間又は当該権利付与承認日から5年の期間のうち先に到来する日まで、出
願人は自己の製品に対する当該権利を享受するものとする。
すでに付与された独占販売権は、又は権利者がその実施を悪用した場合は、流通を承認した
管轄省の決定によって取り消される。

第2部 集積回路の回路配置

第45条

本法の適用上、「集積回路」とは、その最終形あるいは中間型において、その中の素子の少なくとも一つが能動素子であり、全ての又は一部の配線が絶縁材料の内部に統合された形で一定の電子機能を有するよう意図された製品を意味する。

回路配置とは、製造を意図した集積回路のために用意された立体配置を意味する。

第46条

本法に基づく保護は、創造的な集積回路の回路配置に対して与えることができる。

回路配置は、それが制作者自身の知的努力の結果であり、関連する産業技術の専門家の間で一般に知られている常識の一部でないものであれば、新規と考えられなければならない。

前文の規定にかかわらず、関連する産業技術の専門家の間で一般に知られている常識である素子で構成される回路配置でも、その部品の組み合わせ及びその配線が創造的であれば、新規と考えられなければならない。

第47条

保護は、集積回路の回路配置に保存された、概念、過程、技術又はコード化された情報には与えられてはならない。

第48条

回路配置の保護期間は、登録出願がエジプトにおいて提出された日から10年又はエジプト若しくは外国で商業的利用が最初に行われてから10年のうち先に到来する方の期間とする。全ての場合、当該の回路配置の保護はそれが制作された日から15年で終了となる。

第49条

特許庁に対する集積回路の登録出願はその所有者が提出するものとし、集積回路の電子機能を図解した情報と共に商業的に利用される各集積回路の図面類及び見本が添付されるものとする。

ただし、提出部分が回路配置と機能を十分確認できるものである場合は、出願人は当該配置の前述の一部又は複数の部分を除外することができる。

特許庁は規則で定められた規定と手続に従って全ての出願が記録される登録簿を保持するものとする。各出願は規則で定められたように、1,000ポンド以下とする手数料納付に従わなければならない。エジプト国内又は国外で権利保有者が最初に商業的利用をした日から2年後に提出された場合の出願は受理してはならない。

第50条

いかなる自然人又は法人も、保護回路配置の権利保有者による事前の書面許可なしには次に掲げる行為を行うことができない。

(1) 集積回路に組み込む方法又は別の方法かどうかにかかわらず、保護回路配置の全て又は一部の複製。

(2) 回路配置を分離させて又は集積回路の一部として又は製品の部品として扱うかどうかにかかわらず、取引目的での輸出、販売、配布。

第 51 条

本章で規定された保護規定を侵害することなく、自然人又は法人は権利者の許可なく次に掲げる 1 又は複数の行動をとることができる。

(1) 当該集積回路又は保護回路配置を組み込んだ製品であることを、その行為をした時点では知らない者又は知る立場にない者による、保護回路配置を含む集積回路又は当該集積回路が使われている製品の複製、輸入、販売又は配布を含む商業的利用。

その場合、取得者は、権利者への正当報酬を支払い、受領確認付書留郵便で権利者から通知があれば、所有する集積回路又は製品が保護回路配置を含んでいる在庫又は注文を処分することができる。

(2) 保護回路配置の、個人使用又は、試験、調査、分析、教育、訓練又は科学研究目的での使用。当該使用が新規回路配置の制作を導く場合、その制作者はそれに保護をうける資格をもつものとする。

(3) 自主的な努力の結果による、別の保護回路配置と同一の回路配置の制作。

(4) 当該回路が製品に組み込まれているか分離しているかにかかわらず、またその製品が保護されている回路配置を含んだ集積回路を含んでいるかどうかにかかわらず、又はエジプト若しくは外国でどれだけ流通していようとも、保護回路配置又は保護回路配置を使用して生産された集積回路を輸入すること。

第 52 条

第 23 条及び第 24 条に定められた強制実施権の規定に従って、特許庁は保護回路配置を利用するための強制実施権を第三者へ付与することを決定することができる。

第 53 条

第 50 条への侵害は、40,000 ポンド以上 100,000 以下の罰金に処する。

再犯は、2 年以下の禁固及び 200,000 ポンド以下の罰金に処する。

第 54 条

第 4 条、第 33 条、第 35 条、第 42 条の規定は、本章に準用するものとする。

第3部 秘密情報

第55条

次に掲げる基準を満たす秘密情報は本法の規定に基づき保護されなければならない。

- (1) 一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者には一般に知られていない又はありふれた情報。
- (2) 秘密であることにより情報が商業価値を持つ情報。
- (3) 合法的管理者により秘密を守るために採られる効果的な措置のもとにある情報。

第56条

本法の規定に定められた保護は、医薬品認可のために行われる試験に必要な新規の化学成分を使う薬品又は農薬の認可を求めるために提出された相当な努力を伴う秘密情報にまで広げられるものとする。

当該情報を受け取った管轄当局は、管轄当局への提出日からそれが秘密ではなくなるまでの期間又は5年以下の期間のいずれか先に到来する方の期間中、開示及び不正商業使用から当該情報を保護しなければならない。

公衆を守る必要がある場合、管轄当局による情報の開示は情報所有者の権利を侵害するとはみなしてはならない。

第57条

秘密情報の合法的管理者は、当該情報の秘密性を権限のない者から守りその流布を防ぐためにすべての適切な手段を執らなければならない。

この合法的管理者はまた、当該情報の第三者への漏洩を防ぐため、合法的権利保持者に対して当該情報の流布を事業所内に制限し管理する義務がある。

他の者が情報を侵害した場合、当該情報の合法的管理者は責任を免れない。ただし、当該情報を保護するために適正かつ十分な努力をしたことを証明する場合はこの限りでない。

情報の秘密性及び当該情報の侵害から他を守るための付随権利は、第55条の規定に従って情報が非開示であると考えられる限りにおいて存在する。

第58条に規定するように、秘密情報の合法的管理者に定める権利は、公正な商業慣行に反する行為による当該情報の侵害から他を守ることに制限されるものとする。そのような行為の第三者による犯罪が立証された場合、当該合法的管理者は告訴できる。

第58条

とりわけ次に掲げる行為は、公正な商業慣行に反し不当競争行為を構成するものとみなされる。

- (1) 当該情報を持つ事業所で働く従業員から当該情報を得るための贈賄行為。
- (2) 雇用を理由に、求める情報を開示するよう従業員に求める行為。
- (3) 「秘密情報契約」の当事者による、当事者であるがゆえに得た情報の開示。
- (4) 窃盗、諜報あるいはそれに類する違法手段により、保管されている場所から情報を得る行為。
- (5) 詐欺による情報の取得。

(6) それが秘密であること及び違法手段で得られたものであることに気づいている第三者が、前述の何れかの手段によって得た情報を使う行為。

合法的保有者の許諾を得ない、第三者による当該情報の開示又は取得又は使用という手段による、記載された行為の結果は、秘密情報の侵害行為を構成するものとみなされる。

第 59 条

次に掲げる行為は公正な商業慣行に反するものとはみなさないものとする。

(1) 特許局図書館、政府公文書、公告された調査研究及び報告書を含み、図書館のような利用可能な公的資料から情報を取得すること。

(2) 流通する秘密情報が組み込まれた製品を検査、試験及び分析して個人の自主的な努力によって情報を取得すること。

(3) 秘密情報の所有者とは別に、独自で科学的調査、革新、発明、開発、修正、改良を成した努力の結果、情報を取得すること。

(4) 情報が該当する範囲の産業技術の関係者に流通している入手可能情報及び既知情報を、取得すること並びに使用すること。

第 60 条

秘密情報の合法的管理者又は相続人は、報酬と引き替えに又は無報酬で、当該情報を第三者に譲渡できる。

第 61 条

他の法律に基づいたより重い何れの刑罰をも侵害することなく、それが秘密であること及び違法手段で得られたものであることに気づきながら、本法の規定で保護されている情報を開示するために違法手段を用いて当該情報を取得又は使用した者は、10,000 ポンド以上 50,000 ポンド以下の罰金に処する。

再犯の場合、2 年以下の禁固及び 50,000 ポンド以上 100,000 ポンド以下の罰金に処する。

第 62 条

第 4 条、第 33 条、第 35 条、第 42 条の規定は、本章に準用するものとする。

第2巻 標章、商標、地理的表示、及び意匠

第1部 標章、商標、及び地理的表示

第63条

商標は、商品又はサービスを識別する標識であり、具体的には、特有の方式、記号、単語、文字、数字、図案、象徴、指標、刻印、印章、図、彫刻、特有の色の組合せ、又はこれらの要素の組合せによって表される名称で、使用されているか又は使用される予定であり、特定の産業製品、農業製品、森林製品、鉱業製品又は任意の商品を識別、又は製品又は商品の起源、品質、範疇、保証、準備過程、サービス条件を示すための名称とする。

すべての場合において、商標は視覚によって認識できる標識でなければならない。

第64条

標章登録局は、アラビア語の使用を義務づける通信及び標識に関する1958年法第115号の第3条及び第4条の規定にかかわらず、当該本法の規定及び規則に従って、標章を特別登録簿に登録するものとする。

第65条

商標が登録されその登録日から5年以内にこれを使用した者は、当該商標の所有者とみなされるものとする。ただし、第三者による使用の優先が証明される場合を除く。

標章の先行使用者は、当該5年の期間内に、その登録の有効性に異議申立てできる。

ただし、標章の登録は登録が悪意で成された場合にはいつでも異議申立てできる。

第66条

エジプトにおいて施行されている国際協定に違反することなく、世界貿易機関に加盟する国又は団体又はエジプトと相互関係がある国又は団体に属しているか又は事実上の活動拠点をもつエジプト又は外国の自然人又は法人は、本法の規定に従ってすべての付随する権利を伴い、エジプト標章登録局に商標登録を申請する権利があるものとする。

世界貿易機関に加盟するすべての国の国民は、本章で規定される権利と関連する国の国民に対する他の法律によって与えられた優位性及び特権から利益を得るものとする。ただし、当該優位性や特権が次の協定から発生する場合はこの限りでない。

- (1) 司法扶助に関する協定、又は一般的性質を有する、法の執行に関する協定
- (2) 1995年1月1日より前に発効した知的財産権保護に関する協定

第67条

次に掲げる場合は商標又はその構成要素として登録してはならない。

- (1) 特有の特徴を欠いている標章、又は、製品に対する慣習的な標識や記述又は一般的な図柄や画像の組み合わせである標章。
- (2) 公序良俗に反する標章。
- (3) 国家又は他の国、地域又は国際組織に関する公の紋章、旗及びその他の紋章、並びにそれらの模造品。

- (4) 宗教的性格の象徴と同一又は類似の標章。
- (5) 赤十字又は新月社、又はその他同じ特徴の紋章、並びにそれらの模造品。
- (6) 本人の同意を得ない個人の肖像又は紋章。
- (7) 出願人が自己の権利を立証出来ない名誉学位の称号。
- (8) 公衆に誤解を与える虞がある又は公衆を混乱させる虞がある標章及び地理的表示、製品の原産地として又は商品及びサービスを問わず他の品質に関して虚偽の記載が含まれている標章及び地理的表示、並びに、商標を捏造した表示又は模造した表示又は偽った表示が含まれる標識。

第 68 条

エジプト及び世界で周知の商標の所有者は、当該標章のエジプトでの登録がない場合でも、本法に定める保護を受ける権利があるものとする。

標章登録局は、周知標章と同一の標章及び周知標章の製品と同一の製品を対象とした標章のいかなる登録出願をも職権上拒絶しなければならない。ただし、当該出願が周知標章の保有者による提出である場合を除く。

周知標章がエジプト及び世界貿易機関の加盟国において登録されている場合、及び、そのような同一でない製品と関連する標章の使用が周知標章の保有者とそのような製品との間に関連があると人々に信じさせると解され当該使用が周知標章の保有者の利益に損害を与える場合、前述の規定は周知標章の付された製品と同一ではない製品を対象とした出願に準用しなければならない。

第 69 条

団体商標は、当該事業体がそれ自体商工業企業の場合であっても、ある特定の事業体に属する者の団体の製品を識別するために使われる。

団体標章の登録出願は当該事業体の代表者が提出しなければならない。

第 70 条

管轄大臣は、公衆の利益において、製品の審査又は監督が進行中であることを証明するために与える標章を登録するために、製品の原産地、部品、製造方法、品質、信頼性、その他識別できる特徴の審査又は監督を含む権限を、複数の自然人又は法人に与えることができる。当該標章は管轄大臣の特別許可なしに処分してはならない。

第 71 条

商標権者がいずれかの国でその製品を市場で売買する場合又は第三者にそれをする権利を与える場合、当該標章で識別される製品の第三者による輸入又は使用又は販売又は分配から防ぐための商標権者の権利は消滅する。

第 72 条

国内又は国外の展示会で展示される製品に付した標章には一時的保護が付与される。当該保護は第 75 条に規定されている範囲から益を得てはならない。

管轄大臣は当該展示会を指定する決定を発するものとし、規則が当該保護の付与のための条

件と手続を定めるものとする。

第 73 条

商標登録出願は規則に従った方式と様式で標章登録局に対して提出されなければならない。規則は出願及び標章に関するすべての手続において納付すべき手数料を定めるものとする。当該手数料は合計は 5,000 ポンド以下とする。

第 74 条

規則で定められた条件と規定に従って、標章は、生産された商品又は生産されることを目的とした商品の 1 又は複数の分類に登録されるものとする。その使用は、製品が登録された分類又は種類の範囲内に限られるものとする。

第 91 条の規定は、標章を真剣に使わない分類に準用するものとする。

第 75 条

国内又は世界貿易機関に加盟する国又はエジプトと相互関係を展開する国において商標登録出願が提出されている場合、出願人又は合法的相続人は、出願提出日から 6 月以内に、本法及びその規則で定められた条件に従って、前述の出願に含まれる同製品に及ぶ同標章と類似の出願をエジプト標章登録局に提出できる。

この場合、優先日は外国における最初の出願日とする。

第 76 条

2 人以上の者が同じ標章の登録を同時に行う場合、又は、類似の標章を同じ製品分類において登録する場合、いずれか一方の者が他の請求者の権利放棄を得るまで、又は有利な法的拘束力のある判決が下されるまで、登録は保留されるものとする。

第 77 条

標章登録局は、決定の理由を述べた上で、すでに登録されている標章又はすでに登録出願が提出されている標章との混乱を避けるべく標章を定義し明確にするために、出願人に対して主題とする標章に必要な修正をするよう要求することができる。

当該決定は、その発表から 30 日以内に、受領確認付書留郵便による書面によって出願人に連絡しなければならない。

通知後 6 月以内に出願人が要求された修正を怠った場合、標章登録局は出願を拒絶することができる。

第 78 条

第 77 条にいう標章登録局の決定に対し、出願人は当該決定の通知から 30 日以内に不服申立てできる。不服申立ては管轄大臣が指名した 1 又は複数の委員会で扱われ、この委員会は 3 人で構成され、そのうちの一人は内閣の者でなければならない。

本法の規則が、当該委員会設置の規定及び不服申立てと判決の具申及び審議の手続について定めるものとする。

第 79 条

本法で定める出願人の不服申立ての権利を侵害することなく、前条にいう委員会が、同じ商品又は一つの分類にすでに登録されている標章と類似していることを根拠として標章登録を拒絶する決定を支持する場合、法的強制力のある裁判所の判決に基づくものを除き、当該標章の登録については出願人に賛成してはならない。

第 80 条

標章登録局は、規則に定められた方式に従い、商標及び意匠官報で公告した標章の登録出願の承認を決定をするものとする。

いずれの利害関係当事者も、規則に定められた条件に従って、標章登録局の公告後 60 日以内に、書面による標章の登録に対する理由付けした異議を特許庁に提出できる。

標章登録局は当該通知を受領してから 30 日以内に当該の異議の謄本を出願人に送らなければならない。

出願人は、通知を受領してから 30 日以内に、異議に対する理由を記した書面による自己の反論を標章登録局に提出しなければならないが、それが無いときは自己の出願を取り下げたものとみなす。

これに関する条件と手続は規則において定めるものとする。

第 81 条

標章登録局は両当事者から聴聞を行った後、登録を認容又は拒絶するにあたり、異議に対する決定の理由を述べなければならない。認容の決定においては、出願人に対して、当該標章を登録するために必要とされる要件の実行を求めることができる。

第 82 条

国务院を統括する法律で規定されている期限及び手続に従って、第 81 条にいう標章登録局の決定に対して、管轄の行政裁判所に不服申立てできる。

第 83 条

標章の登録は標章登録局の決定によって承認され、規則に規定された方式により、商標及び意匠官報で公告されなければならない。

登録は出願提出日から有効となる。

第 84 条

標章登録局は登録商標権者に、前述の官報に公告された内容が含まれる証明書を配布しなければならない。

第 85 条

登録商標権者は標章登録局に対し、本来標章の本質には影響しない補正を施すよう要求することが出来る。また、所有者は、標章が及ぶ製品の記述への追加等ではなく、削除によって補正する要求をすることもできる。

補正の要求に対する認容又は拒絶の決定は、登録の原出願の認容に定められた同規定に従う。

異議申立て、不服申立て及び公告に対する所定の規定が、当該決定に準用されるものとする。

第 86 条

何人も、規則に定められた規定に従い、かつ手続並びに 100 ポンド以下の所定手数料を納付することで、登録商標の審議の請求ができ、又は登録簿の登録事項の抄本又は謄本を入手できる。

第 87 条

規則で定められた規定と手続に従い、標章の所有権又は抵当権又は付属するものの譲渡は、営利事業又は開発計画に関係なく行うことができる。

第 88 条

他で別段の合意がない限り、当該標章が当該の営利事業又は開発計画に本質的に関係する場合、営利事業又は開発計画の所有権の譲渡は、所有者の名義で登録されている標章を含むものとする。

商標なしで営利事業又は開発計画が譲渡された場合、他で別段の合意がない限り、標章の所有者は、標章が登録されている商品と同種又は同分類について標章を使用し続けることができる。

第 89 条

規則で規定された方式で官報に正式に公告されたもの及び登記簿に正式に記録されたものでない限り、第三者に対する商標権又は抵当権又は処分権の譲渡は有効とはならない。

第 90 条

登録商標が保護される期間は 10 年間で、保護期間満了前一年以内であればいつでも、初回登録出願に支払われるべき手数料を納付することで、所有者の請求に応じて同一期間で更新できる。

標章の所有者は満了日後 6 月以内に規則で定められている 500 ポンド以下の所定手数料及び追加料を納付して保護期間の更新を請求でき、それがないときは標章登録局は当該標章を登録簿から削除する手続をとるものとする。

第 91 条

連続した 5 年間に於いて標章が真剣に使われていないと認められる場合、管轄裁判所は利害関係人の請求により、登録取消の、法的強制力のある判決を下すことができる

第 92 条

取り消された標章は、当該標章の保有者によってのみ、取消日から 3 年以内に、1,000 ポンド以下の所定登録手数料を納付し所定の条件及び登録と同一の手続に従って再登録できる。当該期間が経過した後は、同一製品に関する初回登録出願と同一条件及び手続並びに手数料に基づき、標章は保有者又は第三者のために再登録される。

しかし、取消が法的強制力のある裁判所の標章登録無効命令によるものである場合、当該標

章は取消直後に第三者によってのみ登録することが出来る。

第 93 条

登録の延長又は更新、取消、復活は規則に定められた方式で商標及び意匠官報に公告しなければならない。

第 94 条

標章登録局又は利害関係人は、第 85 条に定める場合以外の場合、省略された登記の追加、又はそこに間違っ て登録された登記又は事実 に反する登記の削除又は補正の請求を、管轄裁判所に対して行うことができる。

第 95 条

商標権者は、1 又は複数の自然人又は法人に、標章が登録されている製品の全て又は一部について、自己の標章を使わせる使用権を許諾することができる。他で合意がない限り、第三者への当該使用権許諾は、商標権者による自己の標章の使用を禁止するものではないものとする。

商標権者は使用権許諾契約の更新を正当な理由なく取消又は拒絶することはできない。

第 96 条

商標登録簿に記録するため、標章使用許諾契約は証明されたものでなければならない、又は証明する署名がなければならない。規則で定められた方式で公告され記録されない限り、当該標章使用許諾契約は第三者に対して有効としてはならない。

第 97 条

他で別段の合意がない限り、製品を識別するために標章が使われている営利事業又は開発計画の譲渡と関係するものを除き、使用権は第三者へ譲渡してはならない。

規則で規定された方式で公告されたもの及び登記簿に正式に記録されたものでない限り、標章の処分権又は抵当権は第三者に関して有効としてはならない。

第 98 条

使用許諾契約は、標章の登録によって定められる権利を維持するために、使用権者を不必要に制限するようないかなる条件も含むことはできない。

ただし、前文の規定にかかわらず、使用許諾契約は次に掲げる事項を含むことができる。

- (1) 標章使用の使用許諾期限。
- (2) 使用権者の経営と製造の自由を制限せずに、標章所有者が使用権のある標章で識別された製品の品質を効果的に管理することを定める妥当な条件。
- (3) 標章で識別された製品の評判を傷つけるような行為を慎む旨の使用権者の誓約。

第 99 条

標章の所有者又は使用権者は使用権許諾契約の取消を請求することができる。標章登録局は当該請求を他の当事者に通知しなければならない。

当該取消は規則で定められた条件と手続に従って行われなければならない。

第100条

本法条項の出願において、「取引表示」とは次に掲げる事項に直接又は間接的に関わる解釈を意味する。

- (1) 製品の番号、数量、寸法、機能又は重量
- (2) 製品が生産又は製造された場所又は国
- (3) 製品を生産又は製造する方法
- (4) 製品に含まれる部品及び成分
- (5) 生産者又は製造者の名称又は資格
- (6) 特許又は他の産業財産権、又は商業的若しくは工業的使用権、裁定、賞
- (7) その商品が通常知られている形式と名称

第101条

取引表示は、それが製品、包装、送り状、通信文、広告又はその他公衆に製品を提供するために使われるいずれの手段であっても、又は、看板上、店内、倉庫内のいずれの場所であっても、あらゆる面において事実でなければならない。

第102条

受賞した製品に関連する場合又は受賞した者若しくは相続人又は商業名称に関する場合を除いて、勲章、賞状、賞、栄誉には言及できない。当該言及がなされる場合、受賞日、賞の性質、授与機関及び授与の根拠についての正確な表示がなされなければならない。

他人と共に製品の展示に参加する者は、何人も、展示した製品に共同で授与された名誉を自分自身の製品に使うことができない。ただし、その者が当該名誉の性質と出典を明確な手段で表示する場合はこの限りでない。

第103条

製品の数量又は寸法、分類、重量、原産地、原料がその価値を評価する要因を構成している場合、これらの表示が当該製品に付されていない限り、管轄大臣は当該製品の販売又は市場での売買又は輸入を禁じる決定を下すことができる。

管轄大臣は、当該表示をアラビア語で製品に付ける方式及び必要な代替方法を決定するものとする。

第104条

地理的原産地が品質、名声、その他の特徴の記述となり、それがその市場での売買において大いに役立つ場合、当該地理的表示は、世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係がある国のある地方における当該商品の原産地を示すために使われなければならない。

原産地の国における保護は当該表示を保護するために必要とされる。

第105条

特定の製品の生産で有名な場所に居住する者は、何人も、特別な評判がある土地で生産され

た製品であると公衆を信じさせるような方法で地理的取引表示を自己の製品に付することはできない。

第 106 条

当該製品が真の原産地以外の土地で生産されたと公衆を信じさせるような方法で、製品を表す手段を用いてはならない。

第 107 条

当該製品の生産で有名な場所で製品を生産する者は、何人も、その有名な場所で生産された製品であると示唆するような方法で、自己が他の場所で生産した類似の製品にその場所の地理的表示を付することはできない。

第 108 条

ある地名が商業的意味において、原産地ではなく製品の性質を表す記述となる場合、そのような地名は当該商品について使用することができる。

第 109 条

地理的表示を含む商標の登録出願をする者は、その有名な土地で当該製品の継続的な生産を行わなければならない。

第 110 条

地理的表示を含む商標は、当該表示が商品の真の原産地として公衆を誤解させる虞がある場合は登録することはできない。

第 111 条

本法の施行前又は当該の地理的表示が原産地の国において付与される前に、標章による権利が善意で取得された場合、地理的表示を含む商標は登録することができる。

第 112 条

利害関係人は、その使用が製品の真の原産地として公衆の誤解を生ずる虞がある場合、登録商標に含まれない地理的表示の使用禁止命令を一般手続で管轄の第一審裁判所に提訴できる。管轄の第一審裁判所は、地理的表示が使用されている場所を管轄区域とする裁判所でなければならない。

第 113 条

次に掲げる者は、2 ヶ月以上の禁固若しくは 5,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

(1) 法律に基づき登録された商標を偽造する、又は、公衆の誤解を生ずる虞のある方式でそれを模造した者。

(2) 偽造又は模造した商標を不正に使用した者。

(3) 第三者に属す商標を自己の製品に不正に付ける。

(4) 偽造又は模造された標章が付いた製品又は標章が不法に添付されている製品を、故意に、販売する又は販売又は分配の申し出をする又は販売目的で獲得した者。

再犯の場合、当該の犯罪は、2ヶ月以上の禁固及び10,000ポンド以上50,000ポンド以下の罰金に処する。

全ての場合、侵害製品、当該商品から得た利益、並びに侵害製品に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。

有罪判決が下された場合、裁判所は、6月以内に侵害を犯すことに使用した会社を解散する命令を下すことができる。会社が再び犯罪を犯した場合、会社には厳しい解散命令が下されるものとする。

第114条

次に掲げる者は、1ヶ月以上の禁固若しくは2,000ポンド以上10,000ポンド以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

(1) 店内又は倉庫内において、又は看板、包装、送り状、通信文、広告において、又は公衆に製品を提供するために使われるその他の手段により、自己の製品に虚偽の取引表示を付した者。

(2) 当該標章が登録されていると信じさせるような表示を自己の標章又は商用文書に不正に付した者。

(3) 第67条第2項、第3項、第5項、第7項、第8項に規定されている事案の場合に、登録されていない標章を使用した者。

(4) 当該名誉が適用されない製品、又はそれらを獲得していない者又は商号に関する製品に関連したどのような種類のものであっても、そのような種類の勲章、学位証書、賞、その他の名誉賞について言及した者。

(5) 他人と製品の展示に参加し、展示した製品に共同で授与された名誉を自分自身の私的製品に使用した者。ただし、その者が当該名誉の本質と出典を明確な手段で表示する場合はこの限りでない。

(6) 特定の製品の生産で有名な特別な場所において、その土地で生産された製品であると公衆に誤解を生じさせるような方法で地理的表示を自己の取引の製品に付した者。

(7) 当該製品の真の原産地よりむしろ特別に有名な土地におけるこの商品の生産の方に公衆を欺くような方法で、製品の表示又は展示のために何らかの手段を用いた者。

(8) その生産で特に有名な場所で製品を生産し、その場所で生産された製品であると暗示するような方法で他の場所で生産した類似の製品にその場所の地理的表示を付した者。

再犯の場合、当該犯罪は、1ヶ月以上の禁固及び4,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金に処する。

第115条

利害関係人の請求及び申立てにより、本案訴訟を審理する管轄裁判所長は、次に掲げるもののうち1又は複数の適切な実施可能な手段を命令することができる。

(1) 保護された権利の侵害の立証。

(2) すべての、侵害行為に使われた又は使われたであろう機械及び設備、同様にして犯罪にさらされた標章又は地理的表示が添付された製品、商品、店の看板、包装、送り状、通信文、広告又はその類、並びに到着時点の輸入製品の、詳細な記述及び徹底的な財産目録の作成。

(3) (2)に記載する物品の差押命令。

全ての場合において、裁判所長は執行担当官を補佐する一人又は複数人の専門家を任じる命令を下すことができる。裁判所長は請求した当事者に、適切な保証金の提供を命令することができる。

請求した当事者は命令が下されてから 15 日以内にこの事案の長所を提出しなければならない。それがないときは当該命令は無効となるものとする。

第 116 条

有罪判決を受けた者は、発布又は通知日から 30 日以内に、裁判所長に対して、当該命令に対する不服申立てをすることができる。裁判所長は命令の全て又は一部を維持する、又は無効にすることができる。

第 117 条

民事又は刑事訴訟に関し、裁判所は、差押え物品の売却命令を下して補償金又は罰金の合計からその金額を控除することができる。又は裁判所が適切とできる他の方法によって差押え物品を処分することができる。

裁判所はまた、本巻の規定に違反する違法標章の破棄命令及び、必要な場合は、そのような標章又は違法な記述又は地理的表示が付された製品、商品、看板、送り状、通信文、広告又はその他物品の破棄命令を下すことができる。また、当該違法行為に明確に使われた機械及び設備の破棄命令を下すこともできる。

さらに裁判所は、有罪判決を受けた当事者の負担でその判決を 1 又は複数の新聞に公告することができる。

たとえ無罪判決の場合でも、裁判所は上記手段の全て又は一部の命令を下すことができる。

第 118 条

法務大臣は、管轄大臣と合意の上、本第 1 部の条項を施行する法的権限をもつ者を指名するものとする。

第2部 意匠

第119条

意匠とは、色の有無を問わず、線又は立体の組合せである。ただし、当該組合せ又は形が新規性のある特別な外観を与えかつ産業上利用可能なものに限る。

第120条

次に掲げる場合、意匠は新規でないものとする。

(1) 登録出願が提出される前に、それが記述された形で公衆に開示されている又は使用されている場合。

前文の規定にかかわらず、意匠の開示又は記述は、それが世界貿易機関の加盟国又はエジプトと相互関係がある国において登録出願後に実施された場合、又は当該開示が国内又は国際展示会又は会議又は科学雑誌における意匠の発表において行われた場合は、その新規性に影響を及ぼしてはならない。ただし、エジプトにおいて登録出願が提出された日の前6月以内に全てが行われる場合に限る。

(2) 従来在意匠と本質的な違いが無い場合、又は前の登録意匠のそれとは違う種類の製品を対象としている場合。

第121条

エジプトにおいて施行されている国際協定に違反することなく、世界貿易機関に加盟する国又は団体又はエジプトと相互関係がある国又は団体に帰属、居住、活動する、エジプト又は外国の自然人又は法人は、本法の規定に従い、エジプト標章登録局に商標登録を申請する権利があるものとし、かつそこから派生する如何なる権利をも持つものとする。

世界貿易機関に加盟するすべての国の国民は、本章で規定される権利と関係する国の国民に対する他の法律によって与えられた優位性及び特権から利益を得るものとする。ただし、当該優位性や特権が次の協定から発生する場合はこの限りでない。

- (1) 司法扶助に関する協定、又は一般的性質を有する、法の執行に関する協定
- (2) 1995年1月1日より前に発効した知的財産権保護に関する協定

第122条

標章登録局は特別登録簿に意匠を登録する管轄権を与えられているものとする。

出願は50以下の意匠を含むことができる。ただし、これらすべての意匠はまとまりのある一つの単位でなければならない。

本法の規則において、登録出願提出手続、1回の出願で提出できる意匠の数、審査手続、標章登録局の出願受諾決定公告、異議申立て手続、及び、他の必要な手続を定めるものとし、同様にして当該出願及び更新及び全ての手続に対する所定の手数料を定め、その合計は3,000ポンド以下とする。

第123条

標章登録局の職員は標章登録局を退職した日から少なくとも3年が経過するまで自ら又は仲介人として意匠出願を提出してはならない。

第 124 条

次の意匠は登録してはならない。

- (1) その形が基本的に製品の技術又は機能的要件に由来する意匠
- (2) 紋章、宗教上の象徴、エジプト又は他国の旗又は印章を含む場合、又はその使用が公序良俗に反する意匠
- (3) 登録商標若しくは周知標章と同一、類似、又は極めて似ている意匠

登録出願が拒絶された全ての場合、標章登録局はその決定日から 30 日以内に、受領確認付書留郵便による書面によって出願人に連絡しなければならない。

この決定に対してその通知日から 30 日以内に不服申立てできる。

不服申立ては管轄大臣が設立した委員会によって審査されなければならない。この委員会は 3 人で構成され、そのうちの一人は内閣の者でなければならない。委員会は適任と思われる専門家の助言を求めることができる。

本法の規則は不服申立てに関する手続及び手数料の委員会規則を定め、その手数料は 500 ポンド以下としなければならない。

委員会は不服申立て提出日から 90 日以内に理由を付けた決定を発しなければならない。

不服申立ての委員会による決定に対して、その通知から 30 日以内に行政裁判所に反対を申立てできる。

第 125 条

標章登録局は出願人に、第 124 条及び規則に規定された規定を満たすために必要とされる一定の補正又は補足を施すよう求めることができる。それがないときは、出願人は出願を取り下げたものとみなす。

出願人は、決定の通知から 30 日以内に規則に定められた手続に従い、第 124 条で規定されている委員会に対して当該要求に不服申立てすることができる。

出願人は規則に従って自らの責任で当該補正又は補足を標章登録局に提出できる。

第 126 条

意匠登録で定められた保護はエジプトにおいて登録出願がされた日から 10 年とする。

規則で定められた方式に従い保護期間満了前 1 年以内に意匠の所有者が更新を出願する場合、その保護は 5 年延長されるものとする。

ただし、所有者は、保護期間満了後 3 ヶ月以内に登録の更新を出願できる。それがないときは、標章登録局は自動的に登録を無効にするものとする。

第 127 条

意匠登録は、第三者による当該意匠を付した製品又は組み入れた製品の使用、製造、販売、輸入を禁じるための権利を意匠権者に与えるものとする。

意匠権者がいずれかの国において製品を市場で売買する場合又は第三者にそれをする権利を与える場合、他の当事者による当該製品の輸入又は販売又は流通を防ぐための権利は消滅する。

次に掲げる場合における第三者による意匠の使用は権利の侵害でないものとみなす。

- (1) 科学研究に関する行為

- (2) 教育及び訓練目的の使用
- (3) 非営利行為
- (4) 正当な報酬と引き替えの修理目的で、当該製品の部品を製造又は販売すること
- (5) 第三者の正当な利益を考慮に入れながら、保護意匠の正当な利用と不当に対立せず、かつ意匠権者の正当な利益を不当に害さないその他の使用。

第 128 条

意匠権者は、全て又は一部を有償又は無償で譲渡できる。また抵当権又は処分権の目的とすることができる。

営利目的の販売及び抵当に関する前述の内容を侵害することなく、当該行為が意匠登録簿に正式に登録されたものでない限り、意匠権の譲渡又はその抵当又は処分は第三者に関して有効としてはならない。

これに関する手続は規則が定めるものとする。

第 129 条

公益がある場合、管轄大臣の具申があり次第首相決定で設置された内閣委員会の承認に従って、標章登録局は、正当な報酬と引き替えに保護意匠を利用する非排他的実施権及び強制実施権を第三者に付与するための理由を付した決定を発することができる。規則は当該実施権付与のための条件と手続を定めるものとする。

第 130 条

標章登録局は、規則に定められた方式に従い必要な場合は意匠の複製を添付して、登録、更新、取消の決定を商標及び意匠官報で公告しなければならない。

第 80 条、第 81 条、第 82 条、第 83 条の規定が本章に適用されるものとする。

第 131 条

何人も、規則に定められた規定と手続に従い、100 ポンド以下の所定手数料納付することで、登録意匠の審議の請求ができ、又は登録簿の登録事項の抄本又は謄本を入手できる。

第 132 条

管轄大臣の決定により、国内又は国外の展示会で展示される、登録要件を満たす意匠には一時的保護が付与される。

規則は当該保護を付与するための条件と手続を定めるものとする。

第 133 条

標章登録局及び利害関係人は行政裁判所に対して、違法な意匠登録を無効にする目的で提訴できる。標章登録局は、その結果に対して法的拘束力のある命令を受けた場合、当該登録を無効にしなければならない。

第 134 条

次に掲げる者は、4,000 ポンド以上 10,000 ポンド以下の罰金に処する。ただし、他の法によ

って科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

- (1) 本法の規定に従って登録された保護されている意匠を模造した者。
- (2) 模造した意匠を付した製品を故意に製造、販売し、販売の申出、取引又は流通目的で獲得した者。
- (3) 当該者が登録意匠を保有していると信じさせるような表示を、製品、公告、商標、設備、又はそれに類するものに不法に付けた者。

再犯の場合、1ヶ月以上の禁固及び8,000ポンド以上20,000ポンド以下の罰金に処する。全ての場合、有罪判決を受けた意匠、侵害製品及び侵害に使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。有罪判決は判決を受けた当事者の負担において1又は複数の新聞で公告されなければならない。

第135条

利害関係人の請求に基づき、申立てを根拠に発せられた命令により、本案訴訟の審理する管轄裁判所長は、次に掲げるもののうち1又は複数の適当な実施可能な手段を命令することができる。

- (1) 保護された権利の侵害の立証。
- (2) 侵害製品及び侵害行為に使われた又は使われたであろう設備の詳細な記述及び徹底的な財産目録の作成。
- (3) (2)に記載する物品の差押命令。

全ての場合において、裁判所長は執行担当官を補佐する一人又は複数人の専門家を任じるを命令を下すことができる。かつ、請求した当事者に適当な保証金の提出命令を下すことができる。

請求した当事者は命令が下されてから15日以内にこの事案の長所を提出しなければならない。それがないときは当該命令は無効となるものとする。

第136条

有罪判決を受けた者は、命令の発布又は通知日から30日以内に、当該命令を発した(裁判所)所長に対して、(命令に対する)不服申立てをすることができる。裁判所長は命令の全てあるいは一部を維持する、又は無効にすることができる。

第137条

法務大臣は、管轄大臣と合意の上、本章の条項を施行する法的権限をもつ者を指名するものとする。

第3巻 著作権及び関連する権利

第138条

本法において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 著作物 その類型、表現の態様、意味、又は創作の目的にかかわらず、文学、芸術又は科学的な作品をいう。

(2) 創作 著作物に独創性を与える創作的性質をいう。

(3) 著作者 著作物を創作した者をいう。公表された著作物に自己の名称がその著作者として表示又は付されている者を著作物の著作者と推定する。

著作者は自己の著作物を無名又は変名で公表できる。ただし、著作者本人であることが疑いなく確証できる場合に限る。疑わしい場合は、自然人であるか法人であるかを問わず著作物の出版者又は製作者が、著作者本人の身元が明かされるまで、著作者の権利を行使するにあたり著作者の代理とならなければならない。

(4) 集合著作物 自然人又は法人の指揮下にある著作者の集団によって作成され、その自然人又は法人の名義及び指示の下で公表が予定される著作物であって、当該参加者の寄与が、その自然人又はその法人が定めた一般的目的に統合され各人の個人的寄与を区別することが不可能なものをいう。

(5) 共同著作物 著作物における各人の個人的寄与を区別することが可能であるか否かを問わず、一人以上が参加する制作のうち集合著作物とはされない著作物をいう。

(6) 二次創作物 既存のものから派生した著作物をいい、翻訳、楽曲の再編曲、著作物の編集、コンピュータその他の機器で読めるデータベース、民族的表現の収集物であって、その内容の翻案及び選択ゆえに、創作的な著作物と認められるものをいう。

(7) 民俗伝承 伝統的大衆遺産を反映させた特有の要素で構成された表現で、エジプトで発祥又は発展したものをいい、特に次に掲げるものを含む。

(a) 民話、詩、伝統的なシャレード、その他の民俗伝承を含む口述表現

(b) 伴奏のある流行歌を含む音楽表現

(c) 大衆的な舞踊、演劇、芸術的形式及び儀式を含む動作表現

(d) 次に含む有形的表現

一般大衆的な造形芸術品、細かい線及び色彩を使った描画、版画、彫刻、陶芸、木工品及び様々な象眼模様作品、寄せ木細工、金属又は宝石作品、手織靴、刺繍、織物、絨毯、布製品
楽器

建築様式

(8) 公有 本巻の規定に従って予め保護から除外された著作物、又は財産権の保護期間が満了した著作物をいう。

(9) 複製 電子形式による永久又は一時的な著作物の蓄積を含む、いかなる態様又は形式によるかを問わず、著作物又は録音の1又は複数の複製物を作成する行為をいう。

(10) 公表 著作物、録音、放送番組又は上演等をあらゆる方法で一般公開することに責任を負う行為をいう。

著作物は著作者又は著作権所有者の同意に従って一般公開できる。録音、放送番組又は上演等は、製作者又はその相続人の同意に従って一般公開できる。

(11) 視聴覚著作物の製作者 製作を先導し視聴覚著作物の制作に責任を負う自然人又は法

人をいう。

(12) 実演家 民俗表現を含む、本法の規定で保護されている又は公有に属している文学的又は芸術的著作物を、演じる者、歌う者、演説する者、朗読する者、劇をする者、踊る者又はその他の実演をする者をいう。

(13) 録音の製作者 視聴覚著作物に備わる画像上の音響を固定すること以外のもので、実演家のために著作物又は上演等の音響を最初に固定した自然人又は法人をいう。

(14) 放送 著作物、上演等、録音、著作物又は上演等の録音及び録画の、衛星放送を含む公衆受信のための無線の視聴覚伝達をいう。

(15) 公演 上演及び演奏、録音、視聴を通して著作物を公衆に直接届けるような、演技、朗読、演劇又は伝達で著作物を一般公開する責任を負う行動をいう。

(16) 公衆送信 コンピュータ又は他の方法を使って時間や場所が個別に選ばれ、受信の時間と場所を問わず、家族及び親しい友人以外の他人が発信元とは違う場所で受信できる場合の、著作物、上演、録音、放送の無線又は有線による受信のみを手段にした伝達をいう。

(17) 放送事業者 無線で視聴覚放送をすることに責任を持つ又は委託される者又は法人をいう。

(18) 管轄大臣 放送事業者に関しては文化大臣及び情報大臣、コンピュータプログラムとデータベースに関しては通信及び情報大臣が管轄するものとする。

(19) 管轄省 放送事業者に関しては文化省及び情報省、コンピュータプログラムとデータベースに関しては通信及び情報省が管轄するものとする。

第 139 条

著作権及び関連する権利における所定の保護は、自然人又は法人にかかわらず、エジプト国民及び世界貿易機関加盟国に属している、又はそのような地位を持つ外国人に及ぶ。

加盟国の国民とは次に掲げる者をいう。

第一 著作権に関して

1. ある世界貿易機関加盟国において、又は同時に加盟国及び非加盟国において、最初に著作物が公表された著作者。著作物がその最初の公表日から 30 日以内に複数の国で公表された場合、著作物は数カ国で一斉に公表されたとみなす。ただし、演劇又は音楽を伴う劇又は映画の著作物を演じること、音楽著作物を演奏すること、文学著作物の公開朗読、文学又は芸術著作物を有線で放送すること、芸術著作物を展示すること、建築著作物を建築することは、公表とはみなさない。

2. 世界貿易機関加盟国の一つに本社又は通常の居住地をもつ製作会社の映画著作物製作者と著作者。

3. 加盟国において建築された建築著作物、又は、加盟国にある建物又は他の建造物に組み込まれた著作物の著作者。

第二 関連する権利に関して

1. 次に掲げる条件の一つを満たす場合における上演等の実演家

(1) 上演等が世界貿易機関加盟国の一つにおいて行われる場合。

(2) 製作者が世界貿易機関加盟国の国民である上演等が録音される場合、又は世界貿易機関加盟国の地域内において最初の音響固定がなされた場合。

(3) 世界貿易機関加盟国に本社を持つ放送事業者を通して上演等が伝達される場合。ただし、

ラジオ番組については同世界貿易機関加盟国内に存在している送信装置からの放送に限る。

2. 最初の音響固定が世界貿易機関加盟国においてなされた場合の録音製作者

3. 世界貿易機関加盟国の地域内に本社を置く放送事業者。ただし、ラジオ番組については同世界貿易機関加盟国内に存在している送信装置からの放送に限る。

世界貿易機関に加盟するすべての国の国民は、本章で規定される権利と関係する如何なる国の国民に対する他の法律によって与えられた優位性及び特権から利益を得るものとする。ただし、当該優位性や特権が次の協定から発生する場合はこの限りでない。

(1) 司法扶助に関する協定、又は一般的性質を有する、法の執行に関する協定

(2) 1995年1月1日より前に発効した知的財産権保護に関する協定

第140条

本法に基づく保護は文学及び芸術著作物及びとりわけ次に掲げる著作物の著作者に与えられる。

(1) 書籍、小冊子、記事、会報、及びその他の書面による著作物

(2) コンピュータプログラム

(3) コンピュータその他の機器で読めるデータベース

(4) 録音した講義、演説、説教、及びその他の口述著作物

(5) 演劇及び音楽を伴う劇、無言劇

(6) 歌詞の有無を問わず、音楽著作物

(7) 視聴覚著作物

(8) 建築著作物

(9) 線又は色彩を使った描画、彫刻、石版刷り、布地への印刷、及びその他類似の純粹芸術著作物

(10) 写真及び類似の著作物

(11) 応用美術及び造形芸術の著作物

(12) 地形又はポトグラフィー又は建築設計に関する、イラスト、地図、スケッチ及び立体の著作物

(13) 二次的著作物。ただしその保護は、当該二次的著作物の原著作物に対する保護に影響を与えないものとする。著作物の題号であって創作的なものも保護されるものとする。

第141条

著作物において表現され、説明され、図解され又は含まれる場合であっても、単なるアイデア、手順、体系、操作方法、概念、原理、発見及びデータには、保護は及ばない。

また、次に掲げるものにも保護は及ばない。

(1) 原文又は翻訳文であることを問わず、法律、規則、命令、国際条約、判決、仲裁人の裁定、司法的権能を有する行政委員会の決定のような公的文書

(2) 単なる報道機関の情報であるニュース報道

ただし、前掲したものの集合は、当該集合の選択が配列又は保護に値するような努力によって創造性を有する場合は保護を受けるものとする。

第 142 条

民俗伝承は人々の公有とする。管轄省は作者の財産権及び人格権を行使しなければならず、かつ当該民俗伝承を保護及び支援しなければならない。

第 143 条

作者及び一般継承人は、著作物に対して永遠に絶対的かつ譲渡できない人格権を享受するものとする。当該権利は次に掲げるものを含むものとする。

- (1) 初めて著作物を一般公開する権利
- (2) 作者であると名乗る権利
- (3) 著作物の歪曲又は切除であると作者が考えるような改変を防ぐ権利 翻訳過程での修正は侵害にならないものとする。ただし、翻訳者が削除又は変更を指示していない場合、又は翻訳者が作者の名誉及び声望を侵害した場合を除く。

第 144 条

重大な理由が生じた場合、利用財産権の処分できるにせよ、作者は単独で第一審裁判所に対して、著作物が流通に置かれることの防止、流通からの回収、又は著作物への実質的な修正認めることを請求する権利を有するものとする。この場合、作者は裁判所が定めた延期内に利用財産権を行使する権利のある者に対し前もって正当な報酬を払わなければならない。それがないときは、裁判所の判決は効力を有しないものとする。

第 145 条

第 143 条及び第 144 条で規定される人格権を処分することは無効とみなす。

第 146 条

相続人不在の場合、本法で規定された財産権の保護期間の満了後、管轄省が第 143 条及び第 144 条で定める人格権を行使するものとする。

第 147 条

作者及び一般継承人は、コンピュータ、インターネット、情報ネットワーク、通信ネットワーク及びその他手段を含むいかなる手段においても、とりわけ複製、放送、再放送、公演、公衆送信、翻訳、脚色、貸与、又は一般公開を通して、自己の著作物の利用を防止又は許可するための排他的権利を持つものとする。

コンピュータプログラム貸与の排他的権利は主たる貸与企業のみ適用するものとし、当該複製の流通が本件の排他的権利保有者に対する重大な侵害を引き起こさない程度の視聴覚著作物の貸与には、適用してはならない。

作者及び相続人は、著作物の原本の処分権を有する。また、当該著作物の複製の処分から生じる額の 10% を超えない範囲での一定額を得る権利を有する。

著作権者がいずれかの国においてその製品を市場で売買する場合又は第三者にそれをする権利を与える場合、自己の保護された著作物の第三者による輸入、使用、販売又は頒布を防ぐための権利は消滅する。

第 148 条

著作者の著作権及び自己の著作物を他言語に翻訳する権利の保護は、その著作物のアラビア語への翻訳に関しては消滅するものとする。ただし、原著作物又は翻訳著作物の初回公表日から 3 年以内に第三者を通じて又は著作者又は翻訳者自身が直接この権利を行使する場合はこの限りでない。

第 149 条

著作者は本法に記載する自己の財産権の全て又は一部を第三者に譲渡する権利を持つものとする。

当該譲渡は書面で証明され、譲渡範囲及び目的並びに利用期間及び利用場所に関して譲渡される各権利の明瞭かつ詳細な表示を含むものとする。

明瞭な譲渡がない限り、著作者は全ての財産権の保有者とする。一つの著作物に関するいかなる財産権を利用する著作者の権利も、同じ著作物に関する他の財産権を利用する権利と解されてはならない。

著作者は、その処分した権利の利用であって、本法で規定されている著作者の人格権を侵害しないものを妨害してはならない。

第 150 条

著作者は、自己の著作物の財産権の 1 又は複数を第三者へ譲渡することに対して、利用の結果又は総額又はその両方の組合せとして得た収入の割合を基にして、自己が正当と考える現金又は同種のものによる報酬を得る権利があるものとする。

第 151 条

第 150 条にいう契約が著作者の権利を不当に害するものである場合又は契約後の事情によりそのような状態に至った場合、著作者又は相続人は、第一審裁判所に、譲受人の利益と権利を不当に害することなく、当該契約で合意された報酬価値の見直しを請求できるものとする。

第 152 条

著作者による著作物の原本の処分は、その形式にかかわらずいかなるものも自己の財産権の譲渡と考えてはならない。

前文の規定にかかわらず、他で別段の合意がない限り、譲受人は、著作者が原本の再制作、複製又は展示することを認めることを義務付けられていないものとする。

第 153 条

著作者による将来の知的製作物のいかなる処分も無効とみなす。

第 154 条

公表された又は流通できるようにされた著作物に関して、著作者の財産権は差押えることができる。公表前に著作者が死亡した場合、当該著作物は押収できない。ただし、生前に公表の意思があったことが証明される場合はこの限りでない。

第 155 条

実演家及びその一般継承人は次に掲げる人格権、永続権、不可譲の権利を享受するものとする。

- (i) 上演等を実況実演した実演家又は録画された上演等の実演家として認識される権利。
- (ii) 上演等の修正、改竄、歪曲を防ぐ権利。

相続人がいない場合、管轄省が本法で定められた保護期間満了後、当該人格権を行使するものとする。

第 156 条

実演家は次に掲げる排他的財産権を享受するものとする。

- (i) 自己の上演等を公衆へ送信し、自己の上演等の最初の固定原本又は複製を一般公開又は貸与する権限を与える権利。
- (ii) 実況上演等の媒体への固定、直接又は間接的営利目的での貸与、又は当該固定の放送を含めいかなる方式であっても書面で承認を得ることなく上演等を利用することを防ぐ権利。
- (iii) 原本又は貸与された複製の所有権にかかわらず、直接又は間接的営利目的での上演等の原本又は複製を貸与する権利。
- (iv) いかなる時もいかなる場所からも個別受信が可能な方法でコンピュータ又は他の手段を通して、放送によって一般公開する上演等を固定する権利。

本条の条項は、他で別段の合意がない限り、視聴覚の固定に含まれる上演等の固定に準用してはならない。

第 157 条

録音製作者は次に掲げる排他的財産権を享受するものとする。

- (1) いかなる方法であっても書面で承認を得ることなく自己の録音を利用することを禁止する権利。禁止できる利用には、当該録音の複製、貸与、放送、又はコンピュータ又はその他の手段によって利用可能とすることが含まれる。
- (2) コンピュータ又は他の手段によって、無線又は有線で録音を一般公開する権利。

第 158 条

放送事業者は次に掲げる排他的財産権を享受するものとする。

- (1) 固定物の利用を許可する権利。
- (2) 事前に書面で承諾を得ることなく、符号化又はその他の方法による技術的保護手段を回避することを含む何らかの手段を通して、具体的には固定、再製作、販売、貸与、再放送又は通信を含む、テレビ放送の固定物を公衆送信することを防ぐ権利。

第 159 条

著作者による自己の財産権譲渡における本法に基づく条項は、関連する権利の保有者に準用するものとする。

本法で定められた実演家と放送事業者の排他的権利を侵害することなく、他で別段の合意がない限り、両者は放送又は公衆送信の営利目的で公表された番組の直接又は間接利用に対して、単一の公平な報酬に対する権利のみを持つものとする。

第 160 条

本法で定められた著作権者の財産権は著作権者の生存期間及び著作権者の死後 50 年保護される。

第 161 条

共同著作物に関する財産権は、各共同著作権者の生存期間及び最後の生存者の死後 50 年保護される。

第 162 条

著作権者が法人である場合、集合著作物の著作権者に関する財産権は、応用美術著作物の著作権者以外、当該著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 50 年保護されるものとする。著作権所有者が自然人である場合、第 160 条及び第 161 条で定められた規則に従って起算した期間、保護されるものとする。

著作権者の死後に初回の公表が為された著作物に関する財産権は、当該著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 50 年で満了するものとする。

第 163 条

無名又は変名で公表された著作物に関する財産権は、当該著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 50 年保護されるものとする。ただし、著作権本人が知られており著作権者によって明かされるか証明されている場合はこの限りでなく、この場合は保護期間は第 160 条で定める規則に基づく起算によるものとする。

第 164 条

応用美術著作物の著作権者財産権は、当該著作物の公表日又は一般公開日のうち先に到来する日から 25 年で満了するものとする。

第 165 条

保護期間が著作物の公表日又は一般公開日から起算される場合、再公表又は一般公開にかかわらず、当該期間は先に到来する日を考慮して起算されるものとする。ただし、当該著作物に著作権者によって本質的修正が加えられた場合はこの限りではなく、その場合は新規著作物として考慮することができる。

数部又は数刊に分かれて構成されている著作物が、時間をおいて分離して公表された場合、保護期間起算の適用上、各部又は各刊は独立した著作物として考慮されるものとする。

第 166 条

第 156 条で定められたように実演家は自己の上演等の利用に関して上演日から又は場合によっては録画が行われた日から起算して 50 年間排他的財産権を享受するものとする。

第 167 条

第 157 条で定められたように録音製作者は自己の録音の利用に関して、本法で定められる期限内において、録音日から又は録音の公表日のうち先に到来する日から起算して 50 年間排他的財産権を享受するものとする。

第 168 条

放送事業者は、番組が最初に放送された日から起算して 20 年間排他的財産権を享受するものとする。

第 169 条

放送事業者はいずれかの公共の場所において上演された著作物を放送する権利を持つものとする。当該放送事業者は、当該放送において著作者の名称及び著作物の題号を表示しなければならない。かつ著作者に現金又はそれに類した形で報酬を支払わなければならない。また必要に応じて他の報酬を支払うことに合意しなければならない。

第 170 条

何人も、本法で保護されている著作物の複製、翻訳又はその両方を、著作者の承諾を得ることなく及び次の段落に示された目的のため、著作者又は相続人に対する公平な報酬を支払うことで、当該使用権が著作物の通常利用に反していない範囲又は著作者又は著作権者の正当な利益を不当に害しない範囲において、管轄省に個人的使用権の付与を要求できる。

使用権は、全ての種類及び段階の教育上の要請を満たす目的で、期間と場所の範囲を示し、理由を付した決定により付与されるものとする。

規則は、当該使用権付与の条件、及び、各著作物 1,000 ポンド以下とする納付手数料の分類を定めるものとする。

第 171 条

著作者は、著作物の公表後、第三者によって本法で規定されている著作者の人格権を侵害することなくなされる次に掲げる行為を妨げてはならない。

(1) 直接又は間接的報酬を得ない範囲内で、家族又は教育機関に集めた学生に対して著作物の上演等を行うこと。

(2) 一人の占有的私的使用のために著作物の複製を一つ作ること。ただし、その複製が著作物の通常利用を害しない、又は著作者又は著作権所有者の正当な利益を不当に害さない場合に限る。

ただし、著作者又はその相続人は著作物公表後、自己の許諾なしに第三者が次に掲げる行為をすることを防ぐことができる。

- ・ 純粋芸術、応用美術、造形芸術の著作物の複製。ただし、それらが公共の場所に展示されているか建築著作物である場合はこの限りでない。

- ・ 音楽著作物の音調の本質的部分又は全ての複製。

- ・ データベース又はコンピュータプログラムの本質的部分又は全ての複製。

(3) 保管目的又は原本が紛失又は破壊又は無効になった場合の代替目的で、当初同意が与えられた目的の限度内のため、たとえプログラムの使用に必要な範囲を超えていたとしても、プログラムの合法的所有者の同意を得てコンピュータプログラムの複製物又は翻案物の一つ作ること。いずれの場合も、原本又は複製・翻案物は財産の権原満了に際して破壊されるものとする。規則はプログラムの改作条件を決定するものとする。

(4) 批評又は議論又は情報提供の目的で、著作物又は著作物の抜粋又は引用語句を分析すること。

(5) 法律上又は行政手続に使用するため、当該手続の要求ゆえに、保護された著作物を複製すること。ただし、著作者の名称及び出典が引用されることを条件とする。

(6) 図解及び解説の方法又は書面の形で、又は視聴覚的録画及び録音において、教育目的で著作物の短い抜粋を複製すること。ただし、当該複製が妥当な限界内であり望む目的から逸れないこと、かつ、著作者の名称と著作物の題号が可能な限り実務的にいつでも各複製に記載されていることを条件とする。

(7) 教育機関において教育目的で必要な場合、論文、短編、抜粋の複製を作ること。ただし、次に掲げる事項を条件とする。

- ・複製が一回であるか又は各機会ごとになされること。
- ・著作者の名称と著作物の題号を各複製に記載すること。

(8) 次に掲げる場合で、文書及び保存センターを介して又は直接又は間接的利益を得ることを目的としない書店を通して、著作物の単一の複製を作ること。

・複製された著作物が、公表された論文又は短編又は抜粋であり、複製物の目的が自然人の必要性を満たすもので、複製が調査研究目的にのみ使われ、単一又は時間において別の機会に作られるとき。

・複製物が原本を保存する目的で作られるとき、又は必要とあれば、妥当な条件下で代用物を入手することが不可能な状態で紛失又は破壊又は無効になる場合の複製の代替目的で作られるとき。

(9) 権利者が使う装置の通常操作において、著作物のデジタル送信の間又はデジタル保存された著作物の受信過程の中で、複製物がリレーにおいて作られる場合に、著作物の一時的複製物を作ること。

第 172 条

著作者又は相続人は、新聞又は雑誌又は放送事業者に対して、本法で規定されている著作者の人格権を侵害することなく、正当な目的の下になされる次に掲げる行為を妨害してはならない。

(1) 適法に一般公開され世論の関心分野である時事問題の記事として発表された著作物の抜粋を公表すること。ただし、著作物公表時に著作者が当該出版を禁じている場合はこの限りでなく、さらに出典及び著作者の名称及び著作物の題号が記載されていることを条件とする。

(2) 公判中の裁判陳述を含む、議会又は立法府又は行政機関の公開会議において、又は、科学、文学、芸術、政治、社会、宗教の各学会において、演説、講義、意見、又は声明を発表すること。ただし、著作者単独で又は相続人は、当該著作物を収集する権利を持つものとし、著作者であると名乗る権利があるものとする。

(3) 最新ニュースに言及する過程で、一般公開された音響、映像、視聴覚著作物の抜粋を発表すること。

第 173 条

本法に規定する著作者の財産権に対する制限はまた関連する権利に準用するものとする。

第 174 条

書面による別段の合意がない限り、共同著作物において各自の寄与を区別することが不可能

な方式で複数の者が一つの著作物の制作に参加する場合、すべての参加者が共同で公平に著作物の著作者とする。

この場合、共著者全員の書面による同意を得ずにある一人の共著者が著作者の権利を分けて行使することはならない。

ただし、他で書面による別段の合意がない限り、各自の寄与が各々作品の違う範疇に属している場合は、共同著作物の利用を侵害することなく、各共著者は自由に各自の部分を利用する権利を有する。

いずれの共同著作者も著作権侵害に際しては法的手続を開始する権利を有するものとする。他で書面による別段の合意がない限り、一般継承人又は特別な相続人がいない共同著作者が死亡した場合、その共同著作者の持分は他の共同著作者又はその相続人に承継されるものとする。

第 175 条

自らの指導の下に共同著作物が創作された自然人又は法人は、その著作物に関する著作者の権利を単独で行使することができるものとする。

第 176 条

著作物が無名又は変名で公表された場合、公表者が本法で規定されている権利の行使をする権利を著作者から与えられることを前提とする。ただし、著作者が別の代理人を指名している場合又は身元及び法的資格を明らかにしている場合はこの限りでない。

第 177 条

(1) 次に掲げる者は、音響又は映像著作物の共同著作者とみなされるものとする。

(i) プログラムの発案書又は脚本の著作者

(ii) 視聴覚作品のために現存する文学著作物の脚色をする者

(iii) 会談の著作者

(iv) 著作物のために特別に作曲された音楽の作曲家

(v) 著作物を作るため知的観点から積極的に寄与した監督

著作物が既存の著作物の通俗化又は抜粋である場合、既存の著作物の著作者は新規著作物の共同著作者とみなされるものとする。

(2) 文学著作物の原作者又は作曲家による異議にかかわらず、共同著作から派生する相手方の著作者の権利を侵害することなく、脚本の著作者及び文学著作物の脚色をする者及び会談の著作者及び監督は、音響、映像、視聴覚著作物を伝達又は上映する権利を共同で有するものとする。

(3) 他で書面による別段の合意がない限り、文学の一部又は音楽の一部の著作者は、当該共著の著作物が公表された方法以外の方法で、自己の著作物を公表する権利を有するものとする。

(4) 共同著作から派生する共同著作者の権利を侵害することなく、音響又は映像又は視聴覚著作物の共同著作者が自己の担当部分を完成しない場合も、他の共同著作者は完成した部分の使用を妨害されない。

(5) 他で書面による別段の合意がない限り、引用又は脚色した文学の著作者又は音楽著作者

の権利を侵害することなく、当該著作物の利用に関するいかなる契約においても、音響又は映像又は視聴覚著作物の合意した利用期間を通して、製作者はその著作物の著作者及び相続人を代表しなければならない。製作者は当該著作物の公表者とみなされ、その営利利用の期間内において、著作物及びその複製に関して公表者の権利を享受するものとする。

第 178 条

他で別段の合意がない限り、画像を撮った者が、画像を撮られた者の許諾なしにその画像の原本又は複製を公表又は展示又は頒布をしてはならない。ただし、それが公開行事、公職又は公の有名人、又は地方又は世界的な有名人に関わるものである場合、又は、当該の公表が公益上で国家の諸機関から許可されている場合は、当該画像を公表できる。ただし、その画像の展示又は流通によってその者の名誉、名声又は品位を侵害することがない場合に限る。他で別段の合意がない限り、画像の著作者の許可が無い場合であっても画像に撮られた者は新聞又はその他類似の出版物において当該画像を公表することを許可することができる。描画、版画又は彫刻又はその他、当該画像を作るために使われたいかなる過程にも前項は準用するものとする。

第 179 条

本巻で規定されている権利の侵害があった場合、このような場合の利益を処理する管轄裁判所長が、利害関係人の請求に応じて、次に掲げる手段のうち 1 又は複数の命令を下すことができる。

- (1) 著作物、上演、録音又は放送番組の詳細な説明の作成。
 - (2) 著作物、上演、録音又は放送番組の公表又は展示又は複製又は製作の中止。
 - (3) 著作物又は音源又は放送番組の原本又は複製の差押え、並びに、当該著作物又は上演又は音源又は放送番組の再公表又は複製に使われる素材の差押え。ただし、当該素材は当該の著作物又は上演又は音源又は放送番組の再公表にのみ使うことのできる素材であるとする。
 - (4) 保護されている権利侵害の立証。
 - (5) 著作物又は上演又は録音又は放送番組の利用の結果として得る収入の査定及び没収。
- 全ての場合において、裁判長は執行担当官を補佐する一人又は複数人の専門家を任命することができる。裁判長は請求した当事者に、適切な保証金の提出を要求するものとする。他で当該命令が無効とされていない限り、請求した当事者は命令が下されてから 15 日以内に裁判所に対して本案訴訟を提起しなければならない。

第 180 条

関係する当事者はその命令が下されてから又は公告されてから 30 日以内に当該の命令を発した裁判所長に対して不服申立てをすることができる。当該裁判所長は当該命令を全面的又は部分的な承認又は取消ができ、又はまた、著作物又は録音又は放送番組の再公表、利用、展示、製造、複製の管理人を任命することができる。結果として生じる収入は紛争が解決するまで裁判所の保管庫に保管されるものとする。

第 181 条

次に掲げる行為を犯す者は、1 月以上の禁固及び 5,000 ポンド以上 10,000 ポンド以下の罰金

を併科する、又はその一方に処する。ただし、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

(1) いかなる形であっても、本法で保護されている著作物又は録音又は放送番組を事前に著作者又は関係する権利の所有者から書面による承諾を得ることなく販売すること、貸与すること、又は流通させること

(2) 著作物、録音又は放送番組を故意に模造すること、販売すること、販売のために提供すること、流通させること、又は貸与すること

(3) 外国で公表された著作物、録音又は放送番組を故意に国内で模造すること、販売すること、販売のために提供すること又は流通させること、貸与すること、又は外国へ輸出すること

(4) 本法で保護されている著作物、録音又は放送番組又は上演を、事前に著作者又は関係する権利の所有者から書面による承諾を得ることなく、コンピュータネットワーク、インターネット、情報ネットワーク、通信ネットワーク又はその他の技術的手段において頒布すること

(5) 著作者又は関係する権利の所有者が使用している暗号化やそれに類似した技術的保護手段を回避すべく特別に設計された又は作られた機器、道具、備品を販売目的又は貸与目的で、製造すること、組み立てること、又は輸入すること

(6) 著作者又は関係する権利の所有者が使用している技術的保護機器を悪意で取り外すこと、無効にすること、又は使用不能にすること

(7) 本法で規定されている著作者人格権又は財産権又は関連する権利を侵害すること
侵害された著作物又は録音又は放送番組又は上演の数に応じて、複数の刑罰が科されるものとする。

再犯の場合、3月以上の禁固及び10,000ポンド以上50,000ポンド以下の罰金に処する。

全ての場合、侵害された複製、侵害の結果得たもの、侵害を犯すために使われた備品を没収する命令を裁判所が下すものとする。

有罪判決が下された場合、裁判所はまた、6月以内に、有罪判決を受けた者が侵害を犯すことに使用した会社を解散する命令を下すことができる。再犯の場合、本条(ii)及び(iii)に基づき規定されている侵害の場合において解散は強制的なものとなる。

裁判所はその判決の概要を有罪判決を受けた者の負担で1又は複数の新聞に公告する命令を下すものとする。

第182条

他で別段の合意がない限り、係争中の当事者が調停に合意した場合、1994年民商事訴訟仲裁法第27号の規定を準用するものとする。

第183条

管轄省は、規則に従って1,000ポンド以下の手数料を納付させることで、公有に入るような著作物、録音、上演、放送番組を商業的又は職業的に利用するための使用权を付与するものとする。

第 184 条

著作物、録音及び上演の録画及び放送番組の、公表者及び印刷業者及び製作者は、自己の著作物に対して 10 以下の複数の複写物を共同で保管することを要求するものとする。管轄大臣は各著作物の本質を考慮して当該複製又は同等の代替物の数、及び保管場所を決定するものとする。

保管を怠ったものは、本法に基づいて規定されている著作者の権利及び関連する権利を有効としてはならない。

本条の第 1 段落の規定に違反する公表者及び印刷業者及び製作者は、各著作物又は各録音又は各放送番組毎に 1,000 ポンド以上 3,000 ポンド以下の罰金に処する。保管義務はいぜん適用可能としなければならない。

当該著作物が分離して公表される場合を除き、この要件は新聞、雑誌及び定期刊行物に公表された著作物には準用してはならない。

第 185 条

登録簿は管轄省で作成されるものとする。その中には、本法の規定に基づき、著作物、録音及び上演及び放送番組に関する処分法が記録されているものとする。規則は、著作権ごとに 1,000 ポンド以下の手数料と登録手続を定めるものとする。

当該登録に先立ち、処分を第三者に関して有効としてはならない。

第 186 条

保管された著作物、録画された上演、録音、放送番組に対して、規則で定められた 1,000 ポンド以下の手数料を証明書ごとに納付することで、何人も管轄省から証明書の発行を受けることができる。

第 187 条

販売、貸与、又は使用権授与を通じて、著作物、録画された上演、録音、放送番組を流通に置くことはいずれも次に掲げる事項が要求されるものとする。

(i) 規則で定められた 1,000 ポンド以下の手数料を証明書ごとに納付して管轄大臣から使用権を付与されること。

(ii) 各著作物、録音、放送番組が録音又は録画された日及び流通した年を登録簿に保持すること。

本条の条項に対する違反には、1,000 ポンド以上 5,000 ポンド以下の罰金に処する。ただし、他の法によって科されるより重大な刑罰に影響を与えないものとする。

再犯の場合、10,000 ポンド以上 20,000 ポンド以下の罰金に処する。

第 188 条

法務大臣は、管轄大臣と合意の上、本法の適用上、法律施行官を任命する決定を発するものとする。

第4卷 品種(省略)